

新型コロナウイルスに対応した誰もが安心して働き続けられる
職場づくりに向けた企業の取組を支援します！

NEW

いきいき職場づくり 支援補助金

新型コロナウイルス感染症対応枠

対象事業者

県内中小企業等で以下(ア)(イ)の条件を満たすこと

(ア)「しまねいきいき職場宣言」宣言企業

(イ)過去3年度間又は申請年度に新規採用実績があること、
もしくは1年以内に新規採用の見込みがあること

「多様な人材の活躍を目的とした支援パッケージ補助金」
「いきいき職場づくり支援補助金(一般枠)」を既に利用
いただいている場合でも利用できます！

補助上限額

80万円(①と②の2つの事業の合計)

補助率

【ソフトの場合】 1/2

【ハードの場合】 1/3

随時
受付

受付期間

令和4年10月11日～令和5年1月31日まで

対象期間

交付決定日から令和5年2月28日まで

対象経費

新型コロナウイルス感染症に対応した、
職場の感染対策や
課題解決・新しい生活様式における
職場環境の整備に資する取組に要する経費

① ソフト事業

講師の謝金・旅費(OJTの派遣料含む)、会場使用料、教材費、研修参加費、
印刷製本費、消耗品費、委託料

こんなことに活用できます

- ☑ 感染症発生における事業継続に向けたBCP(事業継続計画)の作成
- ☑ 時差出勤・2部体制勤務※新規限定、特別休暇制度(有給)の導入
- ☑ テレワークにおける社内規定等の整備(適切な情報管理が示された業務マニュアル等)※新規限定
- ☑ 職員のメンタルヘルス又はハラスメント防止を目的とした研修
- ☑ テレワークの推進等に要するデジタル人材育成にかかる研修費用等

② ハード事業

設備・機器の導入・更新費

こんなことに活用できます

- ☑ 非接触型の手洗い水栓の導入、換気扇の導入等

「しまねいきいき職場宣言」とは

しまね働き方改革宣言(※)に沿って、各社それぞれの立場から、誰もがいきいきと働き続けられる職場づくりに向けた取組の宣言を行い、県に申請・登録する制度です。

宣言企業には県が宣言書を交付するほか、県ホームページに掲載して周知します。

(※) しまね働き方改革宣言

宣言①

ほどよく休み、しっかり仕事、すっきり帰宅!

～人材の確保、定着、生産性の向上を図りましょう～

宣言②

「仕事と生活の調和」を企業の魅力に!

～子育て・介護等と仕事の両立を可能にしましょう～

宣言③

みんな元気に生涯現役!

～多様な技術・経験を有する高齢者の方も幅広く活躍しましょう～

●「しまね働き方改革宣言」は、平成29年に島根県、島根労働局、経済団体などからなる働き方改革推進会議で採択されました。

宣言④

誰もがいきいき活躍できる職場に!

～誰もが希望や能力を活かして活躍しましょう～

宣言⑤

職場に実情を語り合う場をつくろう!

～働き方改革に向けて、職場での話し合いの機会をつくりましょう～



申請方法

島根県ホームページから
宣言申請書をダウンロードして、
メールにて提出してください。



提出先

島根県商工労働部雇用政策課

☎ 0852-22-5309

✉ tayo-shugyo@pref.shimane.lg.jp

その他関連支援制度のご紹介

島根働き方改革推進支援センター

「働き方改革」に関する事業主の皆様からの相談窓口として、
企業訪問・個別相談・相談会等開催します!

☎ 0120-514-925 ☎ 0852-67-3821

✉ hatarakikata@shimanekeikyo.com

いきいき職場づくり支援補助金[一般枠]

誰もがいきいきと働き続けられる職場づくりに向けた企業の取組を
2つの補助金で支援します!

☎ 0852-61-8355 ☎ 0852-26-7651

✉ ikiikishokubadukuri@shimanekeikyo.com



※申請窓口「いきいき職場づくり支援補助金(新型コロナウイルス対応枠)」と同じ
一般社団法人島根県経営者協会です。

採用ブランディング補助金

企業の、誰もがいきいきと働き続けられる職場づくりの取組を、女子
学生にも魅力的な職場として情報発信「採用ブランディング」する
企業を支援します!

■対象経費

外部コンサルティング費(必須)、ブランディング計画に基づく広報
費・社内環境向上のための工事費等

■補助率

1/2(上限3,000千円)

☎ 0852-22-5365 ☎ 0852-22-6150

✉ jakunen-shien@pref.shimane.lg.jp

